第2節 大館ひまわり基金法律事務所

笹 隆博

はじめに

現在、裁判制度や司法試験、国民の裁判への参加など、司法のさまざまな面で改革がなされています。その一環として弁護士の増員もはかられ、2010年までに新司法試験合格者数を年間3000人まで増やすことが予定されています。

しかし、増員された弁護士が都市部に集中してしまい、弁護士過疎地域での弁護士の増 員につながらないという問題もあります。

日本弁護士連合会(以下、日弁連)では弁護士過疎地域の解消に取り組んできました。 その取り組みの1つとして、過疎地への公設事務所、「ひまわり基金法律事務所」の設置が あります。

私たち裁判法ゼミナールでは、2008 年 9 月 30 日に大館ひまわり基金法律事務所を訪問し、所長の松本和人弁護士にお話を伺いました。

1. 公設事務所について

各都道府県には地方裁判所が設置されており、その管轄内でさらに地方裁判所支部の管轄に区分されています。この地方裁判所支部の管轄内に弁護士登録がない又は1人しかいない地域をまとめてゼロワン地域と呼んでいます。

このゼロワン地域を解消し、市民が弁護士に相談や依頼をしやすいように体制を整える ため、ひまわり基金による公設事務所が設置されました。

この公設事務所は、目的によって2つに大別されます。1つは、都市型公設事務所といい、一定の公益的な活動や弁護士過疎地で活動する弁護士を育成することなどを目的として都市部に設置される公設事務所です。もう1つは、過疎地型公設事務所と呼ばれ、弁護士過疎の解消のために弁護士過疎地に設置される公設事務所です。今回訪問した大館ひまわり基金法律事務所は、後者の過疎地型公設事務所にあたります。

弁護士会の支援の下で、新しく過疎地型公設事務所を新設する場合は 500 万円の援助を、 収入が少ない場合は年間 1200 万円までの援助を受けることができます。

2. 大館ひまわり基金法律事務所について

(1) 所在

〒017-0815

秋田県大館市部垂町39-12 北鹿ビル2階

TEL: 0186-44-5240 FAX: 0186-49-6940



(2) 事務所の構成と業務状況

大館ひまわり基金法律事務所は、2006年7月24日に松本弁護士によって開設されました。2008年9月での事務職員の人数は3人で、弁護士資格を持っているのは松本弁護士のみです。所長も松本弁護士が勤めています。

(3) 松本弁護士のプロフィール

京都大学を卒業され、司法修習 56 期生として平成 15 年 10 月に大阪弁護士会に弁護士登録されました。

司法修習の頃から弁護士過疎地での活動に関心をお持ちで、大阪の法律事務所で3年間 実務経験を積まれたあと、秋田弁護士会の方から声をかけられ、大館ひまわり基金法律事 務所を設立されました。

(4) 松本弁護士への質問

この事務所訪問は、裁判法ゼミナール夏季調査の最終回にあたったため、参加したゼミ 生一人ひとりから、これまでの調査で抱いた疑問を含めて質問させていただきました。

- (問) 依頼の受任ルートについてお聞かせください。
- (答) 受任ルートは裁判所からの紹介、秋田県地域振興局からの紹介、直接電話で依頼される方、利益相反によるほかの弁護士からの依頼などさまざまですが、裁判所からの相談がほかに比べて多いです。裁判所でも、訴訟を起こす場合はできるだけ弁護士を選任するように働きかけているようです。

また、市役所や福祉県議会、口コミでの受任もわずかながらあります。

隣人関係や遺産相続についての相談もありますが、説明したら依頼人が納得する場合が多く、その場の説明で終わるケースが多いです。

- (問) ひまわり基金法律事務所を選択された理由、法テラス(日本司法支援センター)の スタッフ弁護士との違いについて教えてください。
- (答) 理由としては、私(松本弁護士)が大館ひまわり基金法律事務所を開設したときには法テラスの制度がまだなかったため、スタッフ弁護士を選ぶことができませんでした。法テラスと公設事務所の大きな違いは個人事業かどうか、という点が1つあります。法テラスは個人事務所ではなく独立行政法人に類似した機関で、国や地方公共団体が運営に大きく関わっています。スタッフ弁護士の報酬は受任数にかかわらず給料で支払われ、また相談者は資力基準に該当する方が多いです。事務職員も法テラスで雇うためスタッフ弁護士が直接雇うわけではありません。

これに対し、公設事務所は個人事業として運営され、報酬は受任数によって増減し、 事務職員も弁護士自らが雇います。

法テラスには、各都道府県の地方裁判所の近くに設置される本庁設置型と総合法律支援法 30 条 4 号¹にもとづいて設置される 4 号事務所との 2 種類があり、本庁に設置される事務所のスタッフ弁護士は刑事事件での国選弁護人としての働きに期待されています。ただ、刑事事件での負担が大きいため、新たに人材を増やす必要があるのではないかと思います。

4 号事務所は役割としてはひまわり基金法律事務所とほぼ同じものだと考えています。 法律扶助に近い事件を扱うため、ひまわり基金法律事務所が近隣にある場合でも住み分 けがなされていると聞いています。

ひまわり基金法律事務所でも、依頼人が要件を満たせば法テラスによる法律扶助を受けることはできます。ただし、手続が煩瑣ではあります。

- (問) 大館市の弁護士の人数は足りていますか。不足していますか。
- (答) 現在の弁護士数では足りていません。できればあと2人くらい増えてくれれば良い と思います。利益相反の関係で、他に2つほど事務所を開設してほしいです。
- (問)利益相反の頻度はどれくらいですか。利益相反の回避はどのようにしていますか。
- (答) 利益相反の頻度は、大阪の事務所にいた時よりも多いです。

_

^{1「}弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職がその地域にいないことそのほかの事情によりこれらのものに対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。」

特に地元の大企業に関係した依頼だと、企業に関係している人も多くなるので、利益相反にならないかを慎重に調べます。依頼人の情報はデータベースに厳重に保管してありますので、それと照らし合わせて回避しています。

- (間) 司法過疎を解消するための有効な方法について考えをお聞かせください。
- (答) ひまわり基金法律事務所は1つの有効な手段だと思います。

地縁も血縁もない所で新しく弁護士事務所を開設するのは相当な負担になります。また、地元の弁護士会に快く思われなければ弁護士活動も大変になります。

弁護士数は中央の都市部では増えています。そこであふれて地方に行こうとする若手 弁護士がいますが、地方では弁護士を雇うことに積極的でない事務所が多いです。また 自分の出身地に戻って開業する人も増えると思います。

このような地方に興味を持っている弁護士を、地元の弁護士事務所や弁護士会が積極的に誘致を行ったり、ひまわり基金制度で誘導したりすれば、司法過疎や弁護士過疎の対策に有効なのではないかと思います。

- (問)以前、他のひまわり基金法律事務所を訪問したとき、その所長弁護士の方から、「弁護士の少ない地域では、相手方が勝訴するはずの訴訟でも、相手方に弁護士がついていないがためにこちらが勝ってしまう可能性がある。相手の法的無知につけこんではならず、勝てない訴訟には勝つべきではないと、知り合いの弘前の弁護士が言っていた」と伺いました。司法過疎地での弁護士の権限行使のあり方について、どのようにお考えですか。
- (答) 弁護士過疎地では、権限行使について謙抑的に考えています。

訴訟の相手方に弁護士がつくことは非常に少なく、こちらが有利な案件ほど相手方に 弁護士がつくことが少ないです。相手方が法律に疎い場合、一方的に叩きのめしてしま う可能性もあります。これは避けるべきだと思うので、常識的なスジで紛争を終わらせ るようにしたりします。

また、納得できない・腑に落ちない事案は受任しないようにしています。きちんとした依頼がなされてはじめて受任します。

おわりに

大館ひまわり基金法律事務所を訪問し、所長の松本和人弁護士にお話を伺いました。 訪問した時の相談待ち日数は2週間くらいでしたが、事務所でホームページを作るなど の積極的な宣伝活動は行っていないそうで、地方での法的ニーズや弁護士の重要性をあら ためて知る良い機会になりました。

また、松本弁護士は、ひまわり基金法律事務所の問題点として、引継ぎ作業や課税の煩雑さに加え、赴任する弁護士の資質と意識を指摘されていました。

松本弁護士によれば、最近は、「ひまわり基金制度の趣旨をあまり理解していない弁護士が地方のひまわり基金法律事務所に応募していると聞く」そうです。「ひまわり基金法律事務所の弁護士には高い資質が求められる」というお言葉からは、司法過疎地域で業務に携

わる弁護士の役割の重要性、そして松本弁護士ご自身の強い責任感が感じられました。

弁護士過疎地域での弁護士活動は多忙を極めると聞きます。大量の依頼をただこなすだけでなく、司法サービスを充実させることのできる資質を持った弁護士が地方では求められていると思いました。

最後に、お忙しい中、時間を割いてくださった松本弁護士、事務所の方々、本当にありがとうございました。

*参考 URL

日本司法支援センター(法テラス)HP http://www.houterasu.or.jp/ 日本弁護士連合会 HP http://www.nichibenren.or.jp/(最終アクセス 2009 年 1 月 6 日)









ヒアリングの模様